

用 語 の 定 義

本書で用いている用語の定義は、次のとおりである。

人 口……常住人口（ふだんそこに住んでいる人口。外国人を含む。）

世 帯……住居と生計を共にする者の集まり、又は、独立して住居と生計を維持する単身者
また、下記のものについては、各号に示す取り扱いをしている。

- (1) 雇主と同居している単身住込みの雇人は、雇主の世帯に含める。
- (2) 学校の学生寮、寄宿舍に住んでいる単身の学生・生徒は、棟ごとにまとめて1つの世帯とする。
- (3) 3か月以上の入院患者や社会施設の入所者は、その施設又は棟ごとにまとめて1つの世帯とする。

自然増減……出生者数から死亡者数を差し引いたもの

- (1) 出生者……出生届により住民票の記載をした者、及び外国人で出生により新規登録をした者
- (2) 死亡者……死亡届又は失踪宣告届により住民票を消除した者、及び外国人で死亡により原票を閉鎖した者

社会増減……転入者と転出者の差にその他の増減を加えたもの

- (1) 転入者……転入届により住民票の記載をした者、及び外国人で居住地変更登録をした転入者並びに入国者
- (2) 転出者……転出届により住民票の消除をした者、及び外国人で新居住地の市区町村へ原票を送付した転出者、並びに出国者
- (3) その他の増減……上記出生者、死亡者、転入者及び転出者以外の住民基本台帳及び外国人登録原票上の異動者（転出取消、帰化、国籍取得、職権消除等）